

平成28年度 第2回府中市空家等対策協議会会議録（要旨）

平成28年10月14日（金）
午後3時から午後4時まで
市役所北庁舎3階会議室

1 出席委員

高野律雄会長、西村陸委員、比留間利蔵委員、持田光則委員、渡邊敬子委員、
玉山真一委員、小澤博委員、大木幸夫委員、谷本三郎委員、川辺万吉委員、
中山圭三委員、新井進委員（12名）

2 事務局

- (1) 間宮生活環境部長
- (2) 生活環境部環境政策課
前島課長、小森課長補佐、矢野東管理係長、新谷職員、大西職員
- (3) 生活環境部住宅勤労課
佐々木課長、小柴課長補佐、中野住宅係長

3 傍聴者 4名

4 議題

- (1) 審議事項 府中市における空き家対策の方向性について
- (2) 報告事項 ア 空き家対策の事例について
イ 今後の取組み・運営スケジュールについて

5 資料

- 資料1 空家等対策協議会運営規程（案2）
資料2 （新旧対照表）空家等対策協議会運営規程
資料3 傍聴規定（案）
資料4 第48回市政世論調査報告書_本編（一部抜粋）
資料5 空家等対策の推進に関する特別措置法 第六条（抜粋）
資料6 空き家対策の基本方針（素案）
資料7 平成28年度中のスケジュール詳細（案）
参 考 府中市空家等対策協議会の運営に係るスケジュール（案）

6 公開・非公開の別 公開

【 内 容 】

事務局

平成28年度 第2回府中市空家等対策協議会を開催する。それでは、当協議会の会長である、高野市長より挨拶する。

会長

府中市空家等対策協議会に出席いただき、日ごろから市政運営にご理解、ご協力をいただき、感謝申しあげる。今年7月に第1回の会議を開催し、それから約3か月が経過している。この間も、日々、担当課において空き家相談を受けている現状があり、引き続き、空き家対策の必要性を感じている。

本日は第2回目の会議となるが、来年度以降の計画作成を見据えた、本市の空き家対策の方向性をご審議いただく場と考えている。各委員より、忌憚のないご意見、そして活発なご議論を賜りたい。

事務局

続いて、次第3、「委嘱状の伝達」に移る。前回の開催後、人事異動により、前任の木原委員に代わり、警視庁 府中警察署長 池田様に、新たに当協議会の委員をお務めいただくことになったため、報告する。

なお、池田委員は、本日は急な公務のため欠席となっている。そのため委嘱状については、後日、事務局より持参するとともに、あわせて、本日の審議内容を報告する。

続いて、次第4、「委員・事務局紹介」に移る。なお紹介は、時間の都合もあるため、「府中市空家等対策協議会委員名簿」及び「事務局名簿」の配布にて代えさせていただく。

続いて、次第5として、配布資料を確認する。

(資料確認)

確認がとれたため、議事に先立ち、次第6として、第1回開催時にご提案させていただいた、本会議の運営について定める「府中市空家等対策協議会運営規程(案)」について、お諮りする。

前回の開催後、東京司法書士会の渡邊委員より、一部ご指摘をいただいた。ご意見を踏まえた「事務局第2案」として、資料1にて提示する。資料2の新旧対照表とともにご確認いただき、ご審議いただきたい。

また、運営規程案の第4条にて、別に定めることとなっている「傍聴規定(案)」についても、本市の基本的な様式に則り、お手元の資料3にて提示する。併せてご審議いただきたい。

会長

それでは、事務局より説明があったとおり、本会議の運営について定める「府中市空家等対策協議会運営規程」及び「傍聴規定」の各案について、意見等はあるか。

持田委員

6条に関して、部会の運営に必要な事項は別に定められている。しかし、部会の設置に関する

権限規定が抜けているように感じる。遡って条例も確認したが、部会の設置に関する規定が無かったため、解釈上対応できることとは思うが、一情報加えていただき、協議会が必要に応じて部会を設置する、という規定を入れておいたほうが、規定としては座りが良いように感じる。ただ、これのみでこの規定が成立しないと運営に支障があるので、後日この情報を追加するような形でご対応いただければと考える。

会長

貴重なご意見をいただいた。他にはどうか。

(他に質疑なし)

それでは、部会の設置について追記をさせていただくことを条件に、「府中市空家等対策協議会運営規程」及び「傍聴規定」について、本案にて了承としてよろしいか。

(委員了承)

それでは、本会議は、この「府中市空家等対策協議会運営規程」及び「傍聴規定」に基づき、今後の運営を進める。

事務局

それでは、本日以降の会議については、「府中市空家等対策協議会運営規程」及び「傍聴規定」に基づき進める。なお、今ご意見をいただいたものについて、反映したものを、次回お示しする。

本会議については、「府中市空家等対策協議会運営規程」第2条第3項の規定により、定足数が過半数に達していることで開催することとなっており、本日は出席委員数が過半数に達していることから、有効に成立することを報告する。

また、本市においては、「府中市情報公開条例」に基づき、原則会議を公開することとなっているが、本日は傍聴を希望する方が4名いらしている。傍聴を許可してよろしいか。なお、本日の議事においては、個人情報に触れる内容は予定していない。

会長

ただいま事務局より説明があったとおり、本日は会議の傍聴を希望される方がいらしている。委員の皆さんにお諮りする。傍聴を許可してよろしいか。

(委員了承)

それでは異議がないため、傍聴者の入場を許可する。

(事務局誘導により、傍聴者入場)

事務局

続いて、これより次第7、諮問に移る。本会議への諮問事項については、「諮問書」にて府中市長より伝達を受けている。

会長

ただいま事務局より説明があった「諮問書」についてだが、本会議は、府中市長からの諮問により、審議・答申を求められている。

なお当協議会は、府中市長である私が会長を兼任しているため、「諮問書」の伝達については、皆様への写しの配布により代えさせていただく。では、事務局にて「諮問書」を朗読する。

(事務局が「諮問書」を朗読)

会長

ただいま事務局が朗読した「諮問書」に基づき、今後の議事を進める。各委員には、ご協力いただきたい。

それでは、次第8、議事(1)、審議事項の「府中市における空き家対策の方向性」について、事務局から説明する。

事務局

これより、資料に基づいて説明する。

(1) 審議事項においては、お手元の資料、4、5、6において説明する。

それでは、まず資料4をご覧ください。こちらは、10月21日に公表を予定している、第48回市政世論調査報告書より一部抜粋した資料である。特設設問として、空き家等対策について市民の考えを伺っており、大きく4つの項目について結果がまとまった。

なお、この報告書の公表は10月21日となっていることから、本資料は内部資料として、公表までは委員の皆様の中だけに留めていただきたい。また、傍聴者の方におかれても、同様に対応いただきたい。

さて、アンケート結果だが、まず(1)、空き家等対策の推進に関する特別措置法、以下措置法と申しあげるが、この法律の施行を知っているかという質問については、半数以上の方より「知らない」との回答をいただいた。この結果を踏まえ、今後の広報活動等により、周知を強化していければと考える。

続いて3ページ目をご覧ください。(2)については、空き家がもたらす問題について伺ったところ、最も多い回答は、荒廃した空き家に起因する、「雑草・悪臭など衛生環境悪化」で80%以上、そして以下、「治安の悪化」、「不法投棄」、「放火」の誘発などで、各心理的な不安が上位を占める結果だった。このことから、本市の空き家対策に寄せられる市民ニーズとしては、住環境の悪化に対する応急対策が主なものとなっているといえる。

続いて4ページ目をご覧ください。(3)については、市民の抱く空き家化の原因について伺ったところ、多くの方が「相続に係る問題」をあげている。その他、住宅用地特例による「税制上の措置」や、本市の場合はまだ直面している状況にないが、「定住人口の減少」も、一般的な空き家化の要因としてあがっている。この結果については、今後、本市が行う施策・取組みを検討するにあたって、目安となる情報であろうかと考える。

続いて5ページ目、(4)については、空き家対策へ行政はどこまで介入すべきか伺ったところ、半数近くの方が「積極的に介入すべき」と回答された一方、また半数に迫る方が、「所有者自身の管理

を促す介入にとどめるべき」との意向を持っていることも明らかになった。

このことを踏まえると、空き家対策は、バランスのとれた視点で対策に取り組む必要があると考える。つまりは、行政が公費を投入して空き家対策に取り組むべきという考えがある一方、個人資産の管理は、本来自費で行うべきとの考えも一方ではあり、いずれかに偏ってしまうことは好ましくないと見えるからである。

また公費の投入については、その公費をあてに、空き家所有者が自費での管理を放棄してしまうという傾向も、全国的に問題視されているため、本市においても、公の利益のためという視点を持ち、各取組みについては適切に検討していく必要がある。

続いて、資料5をご覧ください。こちらは、空家等対策計画に関する部分の特措法から抜粋したもので、裏面には空家等対策計画の章立てイメージを掲載している。

表面をご覧ください。本日諮問した空家等対策計画は、このとおり、特措法に基づき策定する計画であり、特措法で定められた事項を、今後ご審議いただくものとなる。

なお、諮問書をご覧ください。諮問事項には計画策定のほか、措置法の取組み推進という事項も示されている。こちらは、具体的にはこの特措法第6条に定められている各事項に係る取組みを想定しているため、ご承知いただきたい。

資料5にお戻りいただきたい。この中で、赤字で示している項目が、この後ご説明する資料6となるが、ご覧のとおり、対象の地区や対象空き家など、“空家等に関する対策に関する基本的な方針”を定めるよう、特措法において求められていることを、この資料にてご確認いただきたい。

なお具体的な計画の中身については、裏面のイメージのような構成で、平成29年度の会議から、詳細についてご意見賜りたい。

それでは、最後の資料、資料6をご覧ください。こちらは、今後本市の施策・取組み内容を検討していくための、いわば道しるべともいべき資料で、空き家対策に関する基本方針の素案である。こちらは、先ほどご説明した資料5裏面のとおり、計画の冒頭に定めるものと考えている。

なお、これより事務局案をご説明するが、当然ながらこれで確定しているものではない。本日は、この案をもとに皆様から忌憚なき意見をいただき、方針の内容を審議いただくことで、あらためて次回、委員の皆様の考えを反映させた案を提示させていただく。

まずは、資料6の1ページ目をご覧ください。こちらは、基本方針の全体構成をイメージ化したものであるが、上から「基本目標」、「方向性」、「各施策・取組み」となる。

「基本目標」は、府中市が目指す、空き家対策後のあるべき姿を示すものである。「方向性」は、施策・取組みを検討するにあたって、それぞれが目指す方向性を示すものである。

そして「各施策・取組み」は、「基本目標」を実現するため、「方向性」に沿って実施するもので、今後、空家等対策計画の詳細を検討する際に、改めてご審議いただきたい。

さて、それでは裏面の2ページ目をご覧ください。こちらには「基本目標」を掲載しているが、本市が目指す、空き家対策後の“あるべき姿”として、3つの柱を案として提示する。

まず一つ目は『安心・安全な住環境』である。特措法の目的にも、住民の生活環境を守ることを目的とする趣旨のことが定められているが、本市の対策においても、「基本目標」の一つ目に掲げること、住民の安心・安全を目指す姿勢を明らかにした。

続いて二つ目は、『所有者や管理者による適正管理』である。多くの市民の方が、私有地はご自身

の負担で適正管理されている。このことは当然のことではあるが、昨今の空き家問題においては、この当然のことが履行されていないことが、主な要因となっている。

もちろん、仕方がない事情等がある事例もあるが、本市においては、あくまで原則は『所有者や管理者による適正管理』とし、公益上必要な場合において、行政・関係団体等によるサポートを検討していくものとした。

なおこのことは、資料4のとおり、市政世論調査回答者の半数に迫る方の意向である、市は「所有者自身の管理を促す介入にとどめるべき」を踏まえてのものでもある。

そして三つ目は、『行政・地域・関係団体の連携（協働による問題解決）』である。これは、空き家問題が個人の問題にとどまらず、地域問題化している昨今の社会情勢を鑑みてのものである。個人、行政、地域、関係団体が別々の方向を向いてしまうと、有効な対策を講じることは困難だ。本年度より空家等対策協議会が発足し、委員の皆様からも多くのご協力をいただいているところだが、今後、さらに様々な連携を進めていくため、この『行政・地域・関係団体の連携（協働による問題解決）』を、三つ目の基本目標とした。

以上、「基本目標」として、『安心・安全な住環境』、『所有者や管理者による適正管理』、そして『行政・地域・関係団体の連携（協働による問題解決）』の3つを、事務局案とした。

続いて3ページ目をご覧いただきたい。この3ページ目と、続く4ページ目については、二つの視点で対策の方向性をまとめた。まず一点目としては、3ページ目に記載のとおり、「住居の状態に応じた対策」としている。

具体的には、人が住んでいる段階の「居住中」、その後空き家になってしまった後の「空き家化」、そして最後に、荒廃してしまったがそれが解消、つまり所有者が荒廃した空き家を改善したものとして、「荒廃した空き家の解消」とし、以上三つの状態に対し、それぞれどのような取組みが有効かというアプローチ方法を示したものである。

続いて4ページ目をご覧いただきたい。こちらは、二点目の方向性として、「用途に応じた対策」を示している。

本市の空き家は、第1回目の会議の場でご説明したとおり、国が実施している調査において、こちらに記載の4つの用途ごとに分類されている。それぞれに異なる状況があるので、全ての空き家に同じようにアプローチするのではなく、用途、つまり所有者・管理者の管理意志によって、アプローチの仕方を変えることが有効であるという考え方である。

このように、3ページ目と4ページ目の二つの方向性で対策を整理し、様々な要因が混在している空き家問題にアプローチしていければと考えている。

以上、本市の空き家対策に関する基本方針について、事務局案を説明した。先ほど申しあげたとおり、この場で内容を固めてしまうのではなく、本日は、この事務局案に対する忌憚ないご意見、また、委員の皆様の空き家対策に関するお考えを提供いただくことで、次回開催までに、さらに充実した基本方針へ改めてまいりたい。

資料4は市民意見のまとめ、資料5は特措法の内容、そして資料6は基本方針の素案である。各資料ご参照のうえ、審議いただきたい。

以上で事務局からのご説明を終わる。

会長

以上で説明が終わった。何かご意見ご質問はあるか。

比留間委員

資料6の3ページ目の最後、「リスト化した情報をもとに定期的な適正管理指導」を行うというのは、どの程度の範囲まで行うことを考えているのか。

事務局

現在、荒廃した空家が市内に点在している。それらには生活環境部環境政策課で対応しているが、課税当局から所有者の情報をいただき、所有者に連絡をとり、改善をお願いしている状況である。

所有者が遠方において対応ができない等の相談を受けることもあるが、適切な関係機関、相談機関を案内したり、場合によっては、植木の対応について、業者等を紹介しながら適切な管理を所有者の方に促したりしている。

今後、計画が策定に至った場合については、税制面や、いま現在ある建物への対応について、組織的に対応できると考えている。

比留間委員

資料4で、現状120戸が空き家であると書いてあるが、既に所有者へ連絡をしているのか、これが終わった後に再度アクションがあるのか、教えていただきたい。さらに、120棟のうち、所有者に連絡がつかないものはどの程度あるのか教えていただきたい。

事務局

平成23年度に全戸調査を行い、約100棟を超える空き家を確認した。また、毎年、20～30件の相談を市民から受けている。なかなか全てについて解決を図ることは難しいが、毎年、相談を受ける件数と同程度解決している。ただ、一度片付いても再度問題になるケースがあるため、120棟全てが現在問題になるものではなく、一定の対応を図られている形で府中市は把握している。

なお、所有者が全て亡くなっている案件や親族がほとんど把握できない案件については、我々が把握しているのは約2～3棟である。中には所有者が判明しないために課税を保留している案件があると聞いている。可能な限り所有者へ連絡をとり、遠方の所有者に対しても電話、手紙、あるいは訪問を行って対応した事案がある。現状でとりうる対応として、一棟でも解決するよう対応している。

大木委員

空家について市民が悩んでいる問題として、公共的な面には生命・身体への被害の恐れ、雑草、悪臭がある。建築士の役目としては、個の財産への対応となる。そこで、市民の対応として公共的な問題の他に、各個人の資産の問題、利活用についての相談が来ているのか、現状を伺いたい。

事務局

現在、寄せられている相談は、年間約30棟程である。いただいた相談のほとんどは近隣の荒廃した空家への対応依頼である。相談者自身で所有する財産の相談については、所有者の親族をたどる過程で、遠方にある資産について相談を受けることが数件ある。ただその相談窓口としては、様々な行政機関・関係機関がある。府中市内でも、登記相談、不動産相談がある。また、協議会に参加いただいている皆様の団体も、相談窓口を設置しているとのことであるため、それぞれ専門的な機関を紹介して対応している。ただ、数としてはそう多くないと感じている。

西村委員

まず基本的な質問になるが、荒廃していく所謂特定空家というものは、特措法の中で定義づけされていると思うが、具体的な「荒廃している」というものの判断基準は特措法で規定されているのか、あるいは計画を定めるなかで、府中市として具体的に決めていくことになるのか伺いたい。

次に、特措法には大きく二つの目的がある。一つは今ある荒廃した空家を無くす「マイナスをゼロにする」目的で、もう一つは空き家を利活用していくという「ゼロをプラスにする」目的である。今回の協議会の到達目標としては、前段に特化するのか伺いたい。

最後に、基本目標として、「安心・安全な住環境」「所有者や管理者による適正管理」「行政・地域・関連団体の連携」の3つを挙げてある。これについて表現上の問題として、それらを具体的にどうするのか、方向性を表記するべきであると考えている。

事務局

まず荒廃した空家の基準については、特措法のなかで細かく規定をされているわけではないが、一定のガイドラインという形で示されている。ただこちらも、全般的な考えとして国から示されているものであり、それぞれの自治体が各地域の実情を汲みながら策定するものであると理解している。従って、今回の協議会のなかで一定の基準について委員の方から意見をいただき、府中市としての「荒廃した空家」の基準を策定していただきたいと考えている。

次に、特措法の二つの目的については、利活用についても対策計画の中である程度盛り込まれるものと認識している。資料5の2ページに示したように、第3部第4章に「空家等の跡地の活用促進」という形で、空き家の適正管理が行われた後の利活用について記載の予定がある。現時点ではどの程度記載するか未定であり、また今後審議いただくなかで決めていきたい。

最後に、基本目標についての提言については、ご意見を踏まえて検討する。

会長

特に「所有者や管理者による適正管理」に特化していくわけではなく、並列で進めるということか。

事務局

そうである。

玉山委員

先程空家が120棟あるとの話であったが、所有者は分かっているのか。課税はされていて、納税はされているのか。それすらないものがあるのか。

事務局

120棟の空家のうち、登記上の所有者が死亡し、相続人も判明しない案件が約2～3棟ある。

玉山委員

昨日、所属団体の本部の会議で東京都発行の資料を手に入れた。同資料には、空家を適正に管理するための啓発コンテンツや、放置についての罰則が載っている。空き家の所有者が分かっている場合に通知するとき、どのように行っているか。特措法や罰則については通知しているか。

事務局

所有者には、今後特措法に基づく対策計画が府中市で制定された場合に、税法上の対応や、指導勧告に基づく対応を伝える予定である。

中山委員

資料6の4ページ目、基本方針の方向性②について、「地域住民の見守りの目」といったようなフレーズを入れてはどうか。基本目標の三点目には「行政・地域・関係団体の連携」と示されており、例えば認知症に見守りがあるように、地域の住民の見守りの目に関するキーワードがあっても良いと考える。

次に、同ページの「その他の住宅」への対応が載っている欄には「相談があった場合の利活用検討」というフレーズがある。空き家の利活用については今後検討するとのことであったが、本資料6は原案として上程されている。そこで、本資料については委員の承認を受け、利活用の細かな方針については本協議会で今後議論が深められると理解してよいか。利活用には、閉じこもり者の社会参加のための活用等、様々な活用方法がある。個別具体的な活用方法については、今後議論が深められると理解してよろしいか。

事務局

まず、基本方針の方向性②について、次回の協議会までには盛り込まれるよう検討する。

次に、対策計画においては荒廃した空家への対応に重きを置くため、利活用については検討段階である。ある程度の分量はあると思うが、具体的な方策については会議のなかで検討いただきたい。

渡邊委員

利活用の方法も内容の一つになるとのことであったが、可能であれば、目標や方向性等、大きなところで、「府中市は福祉的な観点を持ちつつ空き家対策を進めていく」というキーワードがあっても良いと感じた。中山委員の示した「独居老人等の見守り」のほか、「住宅要配慮者」、例えば一人親世

帯や、高齢者で住居が見つからない方について、住居をマッチングするような利活用を考えてはどうか。小池都知事も選挙期間中に「空き家を保育園に活用する」というアイデアを出していた。住宅を真に必要としている人々のため、利活用を考えていることを、基本目標や方向性に示してはどうか。

「相談があったから利活用を図る」という観点で基本方針を定めるのではなく、福祉的な観点に立ったマッチングを図る、等のキーワードを入れていただければと考える。

事務局

空家の利活用については、様々なところで意見・要望が多いと聞いている。また、利活用には、様々な視点から対応する部署がある。利活用に関して一定の方向性が打ち出せるかどうか、そちらについてもご検討いただきたい。

谷本委員

資料6の3ページにも盛り込まれているが、建物には三段階あると考える。居住中の住居についても、一人親世帯や単身世帯等、空家化する恐れのあるものがあるため、予防策を盛り込んだ方が良くと考える。空き家になってしまってからでは、解体や代執行を検討するしかない。そうならないよう、啓発等の予防策を盛り込んだ方がよいのではないかと。現状は同ページ内の「荒廃した空家の解消」の状態について対応を始めているかと思うが、空家化の予防について力を入れてはどうか。

事務局

今後計画を策定する際に検討する。

大木委員

所属団体では、月に一度勉強会を行い、空家問題その他について検討を行っている。現在特に勉強と議論をしているのは、総合調査と利活用についてである。

建築士の観点から本協議会に協力できることは、公共的な側面よりも個の建物にあり、利活用にあると考える。例えば空き家を保育園に活用する場合、建築基準法上の問題や耐震の問題がある。建物にも個性があるため、建物がどのような状態にあるか、「インスペクション」、つまり検査を行うことが重要だ。国土交通省も、平成25年の6月に、既存住宅のインスペクションについてのガイドラインを出している。総合調査を行いながら、利活用について検討していくことが重要ではないか。私個人としても所属団体としても、空家問題については勉強中であるが、総合調査の詳細や利活用の幅広い方向性等、また良い答申が出たら報告させていただく。

西村委員

各委員の意見を聞き、利活用についての意見が多いと感じた。資料4の調査結果を見ると、利活用についてはあまり記載がないようであるが、これは質問の意図が「空き家が持つ問題」に注目したものであったためであると考え。大きな視点からまちづくりにおける空家問題を考えると、利活用の観点も重要であると感じた。その上で基本目標と方向性を考えるにあたって、事務局案は荒廃した空家への対応に軸足が置かれている印象を受ける。そこで、方針を「荒廃した空家への対応」と「利活用」

の2つに明確に分け、前者について事務局案の基本目標と方向性を、さらに後者について福祉的な観点等を踏まえて検討してはどうか。方針を見る市民ほかの立場から考えると、方針が明確に分かれている方が混乱を回避することができると思う。定義を明確にし、対応の順序をはっきりさせるべきだ。

事務局

次回の協議会までに、回答という形で提示させていただく。

川辺委員

資料4の「特措法を知っているか」という質問では、「知らない」が約52%で、「知っている」が約46%である。特措法のことを知らしめることについて、市ではどのように考えているか。

事務局

特措法が昨年施行され、特措法の中で対策計画の策定等が定められているが、基本的な対応については対策計画の策定に沿う形で筋道が立っていると考える。従って、今後審議いただく対策計画について、平成29年度末に市民へ示す際に、併せて周知できればと考えている。

会長

沢山の意見をいただいた。課題には直面しているが、まだ議論が始まったところである。事務局でも十分に整理ができていない部分もあるが、いただいた意見を踏まえ、改めて基本方針の素案を練り直して、次回の開催時に出させていただく。

次に議事(2)、報告事項のア、「空き家対策の事例」について、事務局から説明する。

事務局

事務局から説明する。なお資料は無いので、口頭で説明する。大きくは2点の説明である。

まず一点目だが、現在、本市においては、本年度この協議会が発足したことも契機となり、日々多くの空き家相談を受けている。

このことについて、本年9月4日においては、中山委員から、空き家に係る相談を受けた旨市へ情報提供をいただいた。その後、社会福祉協議会、シルバー人材センター等各機関の方々の協力により所有者が特定され、結果として解決にいたった。この件は、委員と市との連携が問題解決に至った奏功事例であるため、今後とも、引き続き密な連携をお願いしたい。中山委員、その節について感謝申し上げる。

そして2点目だが、直近の東京都の取組みについて案内する。先日10月11日にプレス発表された最新の情報だが、東京都では、空き家の利活用を念頭においたモデル事業を、本年度から来年度末までを事業期間として実施するとのことである。

事業の概要については、モデル事業者の決定後に明らかになるものと考えているが、都内の空き家利活用に関するワンストップの相談窓口であり、各区市長村における空き家所有者から、一括して相談を

受ける体制となる模様であるので、本市としても、今後の推移を注視し、委員の皆様へ適宜情報提供する予定である。

以上、事務局からの報告事項、アの説明を終わる。

会長

以上で説明が終わった。何か意見や質問はあるか。

渡邊委員

東京都のモデル事業についての話があったが、モデル事業者が決定した場合は、府中市における空家相談をその事業者へ任せるよう考えているのか。

事務局

現在、モデル事業に対して市としてどう考えるかについては未定であるため、同事業の詳細が明らかになり次第確認し、対応を検討する。

会長

他に質問等は特にないようであるため、報告・了承とする。

次に、報告事項のイ、「今後の取組み・運営スケジュール」について、事務局から説明する。

事務局

資料7及び参考として提供した、前回配布分のスケジュールをご覧いただきたい。

まず資料7についてだが、本年度実施する3回の会議について、それぞれの回の開催趣旨等の概要をまとめた。確認となるが、前回の第1回会議においては、協議会の役割や本市の現状について情報共有した。

そして本日は、運営規程を確定させて、当協議会の今後の運営方法を明確にするとともに、市長からの諮問事項を伝達した。また、本市の空き家対策の基本方針について、審議いただいた。

次回については、平成29年2月頃の開催を予定しているが、基本方針の内容を固めることを、主な目的と考えている。

なお、参考資料をご覧いただくと、来年度の予定もご確認いただける。この中で、協議会の開催は全3回との表記があるが、こちらはあくまで予定である。計画の作成という大きな目的があるので、4回ほどの開催も検討している。また確定し次第連絡する。

以上、事務局からの報告事項、イの説明を終わる。

高野会長

以上で説明が終わった。何か意見や質問はあるか。

質問等は特にないようであるので、報告・了承とする。

以上をもって、当協議会の議事は全て終了した。最後に、事務局から何かあるか。

事務局

事務局より、次回の会議の開催日程の確認をする。先ほど、報告事項のイにて説明したとおり、第3回目の開催については、来年の2月頃を予定する。

会長

事務局から1点説明があった。何か質問等はあるか。

質問等は特にないようであるため、第2回府中市空家等対策協議会を閉会する。